

医業トピックスQA

今月の院長先生からの質問



Q このたび初めて管轄の保健所から「立入検査」の通知がきました。この「立入検査」はどのように行われるのですか？

A 保健所による「立入検査」は、事前に届く実施の通知にあるように、医療機関が法令等に基づき、適正な管理のもとで医療が提供されているか検査にくるものです。検査人数は 6 名ほどで、それぞれ以下のように担当が決まっており、チェックも分担して行われます。(1 名はまとめ役)

- ① 医療従事者関係・・・出勤簿、賃金台帳、健康診断の記録等の突合せ。
- ② 管理関係・・・看護日誌、消防訓練等の計画、実施記録等、保守等の業務委託契約書の確認、各種マニュアルの整備状況、防火管理維持台帳等のチェック。
- ③ 放射線関係・・・照射記録、直近の漏えい測定日、放射線診療従事者の確認、変更届出等。
- ④ 薬事関係・・・院内で処理する医薬品、麻薬等の有無、医薬品の安全管理体制（薬品を扱っている場合のみ）のチェック。
- ⑤ 廃棄物・浄化槽関係・・・医療廃棄物処理委託契約書、委託業者の許可書の写、マニフェスト、特別管理産業廃棄物管理表交付等状況報告書（控）、感染性廃棄物の処理計画（努力義務）のチェック。

上記の書類調査が終われば院内を見て回ります。消化器や火災報知器のチェック、ごみ箱の中や、廃棄物の保管庫（立入禁止の表示）、待合室、診療室など、一通りみて、約 1 時間～1 時間半で終了します。書類の不備等による不適合は後日改善が求められます。

今月の時事ニュース

『認知症科』設置を厚労省に提言

～日慢協

日本慢性期医療協会（日慢協、武久洋三会長）は、10 月 31 日、記者会見を開き、既に厚労省には提言済みと前置きしながら、初期段階の認知症患者を早期に発見するために『認知症科』を診療科目に加えることを提言した。

会見では、在宅のケアマネージャーの医療知識向上などを目的とした認定講座を実施することも併せて発表された。会見で武久会長は、近い将来、認知症患者は 500 万人に達する見込みが確実視されているにもかかわらず、早期発見のための取組みや体制制度が、未だに不十分であると指摘。その上でどの診療科目を受診したらよいかを迷う初期認知患者のために診療科目に『認知症科』を創設する時期に来ていると訴えた。認知症科を標榜できる条件としては、認知症サポート医が勤務していることなど具体的な例を挙げた。

また、会見では、主に在宅勤務のケアマネージャーを対象に平成 25 年の 1 月に「第 1 回ケアマネージャー講座」を実施することが発表された。医療的な視点が欠けたり、知識不足のケアマネージャーが多いことを受けた改善取組みで、武久会長や厚労省関係者、学識経験者らが講師となり「医療連携概論」や「ケアプランに必要な薬剤の知識」などの講義が 2 日間にわたり行われる予定としている。